

## 千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会設置要領の一部改正について

### 1. 背景

千葉県では、本県を取り巻く環境の変化や厳しい財政状況等を踏まえ、「千葉県行政改革計画・財政健全化計画」を平成 22 年 3 月に決定し、平成 22 年度から平成 24 年度まで総合的に行政改革を推進している。この計画に基づく、「審議会等の抜本的な見直し」について、平成 23 年 7 月に具体的な見直しの方針が決定された。

この度、当該見直し方針に従い「審議会等の設置及び運営等に関する指針」が改正されたことから、同指針に基づき、行政のスリム化、事務負担の軽減、会議開催コストの抑制の観点から、現在設置されている審議会等すべてについて抜本的な見直しが求められ、千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会もこの見直しの対象となっている。

### 2. 主な見直しの内容

#### (1) 廃止や統合の視点

- ①活動が不活発なもの（過去 3 年間開催実績がないもの等）
  - ②目的が達成されたもの
  - ③社会経済情勢等の変化により必要性が低下したもの
  - ④他の手段等で代替が可能なもの
  - ⑤設置目的及び所掌事務が他の審議会等と重複又は類似しているもの
- ※要綱設置の審議会については、いずれも、終期を新たに設定する。（最長 5 年）  
なお、恒常的な設置が必要な場合には、条例化を図るものとする。

#### (2) 委員数の削減

##### ①目標

原則 20 名以内 → 原則 10 名以内（実態により判断）

※県職員、あて職の選任は廃止

##### ②委嘱の留保

法令等により設置義務はあるが、活動が不活発なものや、当面の議事がないものは、委員の委嘱を行わない。

### 3. 千葉県行徳内陸性湿地再整備設置要領の一部改正（案）について

上記指針に基づき、本協議会設置要領を下記のとおり一部改正します。

記

#### (1) 主な改正点

- ①委員数を 9 名以内とする。
- ②県職員の委員選任を廃止する。
- ③本協議会の設置期間の終期を平成 29 年 3 月 31 日までとする。

#### (2) 改正時期

平成 24 年 3 月 13 日の千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会開催後、速やかに行う。